

○広島修道大学授業用貸出ノートパソコン使用に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この取扱要領は、広島修道大学（以下「本学」という。）情報センターの管理する授業用貸出ノートパソコン（以下「授業用パソコン」という。）の使用に関して必要な事項を定める。

(使用目的)

第2条 授業用パソコンの使用目的は、授業又は授業準備のためとする。

(使用者の範囲)

第3条 授業用パソコンを使用することができる者は、次のとおりとする。

- (1) 本学の教職員
- (2) 情報センター長が許可する者

(取扱時間)

第4条 授業用パソコンの使用を希望する者は、情報センターに所定の使用願を提出することにより、授業用パソコンを借り受けることができる。なお、取扱時間は、次のとおりとする。

授業期間の月～金曜日：午前9時から午後8時20分

夏季・冬季及び春季休日期間：午前9時から午後4時20分

(貸出期間)

第5条 貸出期間は、貸出日から1週間以内とする。

(返却)

第6条 使用者は、当該授業用パソコンの使用を終えたときはすみやかに情報センターに返却しなければならない。

- 2 使用者は、貸出期間中であっても、情報センター長から返却を求められた場合には、当該授業用パソコンをすみやかに返却しなければならない。

(転貸禁止)

第7条 使用者は、当該授業用パソコンを転貸してはならない。

(賠償)

第8条 使用者が、故意又は重大な過失によって、当該授業用パソコンを滅失、汚損又は破損したときは、その損害を賠償しなければならない。

(その他使用上の注意等)

第9条 この取扱要領に定めるもののほか、授業用パソコンの使用手続き、使用条件、使

用上の注意等は、必要に応じて、別に定める。

(事務担当)

第10条 この取扱要領に関する事務は、情報システム課が担当する。

(取扱要領の改廃)

第11条 この取扱要領の改廃は、大学運営会議の議を経て学長がこれを行う。

附 則

- 1 この取扱要領は、2017年2月20日に制定し、2017年4月1日から施行する。なお、この取扱要領の施行により、授業用貸出ノートパソコン利用に関する申合せは廃止する。
- 2 この取扱要領は、2017年12月18日に第4条を改正し、2018年4月1日から施行する。
- 3 この取扱要領は、2019年2月18日に第5条を改正し、2019年4月1日から施行する。